

## 監査委員公表第 1 号

### 財政的援助団体の監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政的援助団体の監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成 30 年 8 月 20 日

二宮町監査委員 大矢 孝道  
二宮町監査委員 根岸 ゆき子

#### 1. 監査実施日と場所

期 日 平成 30 年 6 月 21 日 (木)  
場 所 二宮町社会福祉協議会 1 階会議室  
【予備監査日】平成 30 年 6 月 18 日 (月)

#### 2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道  
監査委員 根岸 ゆき子

#### 3. 監査対象とした財政的援助団体名

二宮町社会福祉協議会

#### 4. 監査の範囲

二宮町が交付した平成 29 年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について

#### 5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料に基づき、担当課や補助団体への聞き取りを実施し、本監査では概要説明を受けた後、質疑応答を行い監査を実施した。

なお、本監査は補助金が目的に沿って有効・適正に使われているか、どのような費用対効果があったか、適正な法人運営が実施されているか等、事業成果及び今後の運営に対する課題等に主眼を置いて監査を実施した。

#### 6. 監査概要

二宮町社会福祉協議会は、昭和 27 年 4 月に発足後、昭和 59 年 4 月に「社会福祉法人 二宮町社会福祉協議会」となった。

平成 29 年の社会福祉法人制度改正に伴い、社会福祉協議会の組織体制が変更され、全ての社会福祉法人に評議員会を設置することが義務付けられた。二宮町社会福祉協議会は、法に基づき理事会と評議員会を新たに再編し、理事会は執行機関として財務、企画運営、広報等に参画し、業務執行の決定を行っている。また、評議員会は理事の選任、定款の変更、予算及び事業計画の承認等、重要案件について議決する議決機関としての性格を有している。なお、協議会の運営状況については、監事 2 名で監査を実施している。

二宮町社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で健康にいきいきと生活できる、「ささえあいの地域づくり」のために、各種社会福祉事業を実施しており、法人運営やヘルパーステーション、障がい者福祉サービスに係る事業を行う社会福祉事業並びにともしびショップの運営や町からの受託による地域包括支援センター事業において公益事業を展開している他、平成 29 年度からは町が主体となって町内 18 カ所で開始した通いの場の運営の定着に注力している。

今回監査を実施した町からの補助金は、社会福祉協議会運営事業、日常生活自立支援事業、緊急通報システム事業の 3 つに充当されている。社会福祉協議会運営事業については、法人運営における人件費や事務所運営費に充当している。日常生活自立支援事業については、判断能力が十分ではない高齢者、障がい者に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービスを行う事業であり、非課税者がその支援を受けるための費用に充当している。また、緊急通報システム事業については、独居の高齢者世帯に対して安否確認や緊急時対応を行うシステムを運用し、高齢者の見守りを行う費用に充当している。

## 7. 監査結果

(1) 二宮町社会福祉協議会の補助金に係る出納その他の事務は、二宮町社会福祉法人の助成に関する条例、二宮町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、二宮町補助金交付規則に基づき適正に処理されており、補助金の使途も適正であると認められた。

(2) 平成 26 年度から会計処理に精通した税理士を監事に選任している。今後も、より精度の高い監査に取り組むことが期待される。

## 8. 要望及び意見

(1) 二宮町社会福祉協議会が展開する各種事業は、町民の生活と密着したものであり、その事業範囲は非常に広いものである。今後も少子高齢化の進行する状況を踏まえ、町の社会福祉事業の中核的役割を担う団体としての活動が期待される。

(2) 町補助金の交付手続における実績報告書等の書面様式について一部統一されていないものが見られるため、今後は各種条例及び規則に基づき統一を図られたい。

- (3) 多様化、高度化する社会福祉ニーズに対応できるよう、各種研修会等へ積極的に参加し、非常勤職員を含めた全ての職員の資質向上につなげられたい。
- (4) 平成 29 年度から開始した町内 18 カ所での通いの場事業の定着に一層注力されるとともに、職員のスキルアップを図りながら総合支援業務の拡大充実を図られたい。
- (5) 障がい者支援に係る相談、要望については、多種多様な事案が想定されるが、関係機関への案内、引継等の協力連携を密に図るとともに、必要に応じて成年後見制度等、法的制度の周知や活用も併せて図られたい。
- (6) 緊急通報システムにおいては、町民の身近な存在である地区民生委員との協力連携を図り、町民一人一人の実情に即した更なる支援対応に努められたい。
- (7) 社会福祉協議会の運営においては、社会福祉基金の運用について、安定的な法人運営と充実した社会福祉サービスの提供に活用できるよう、法人の財務状況や社会経済情勢等を勘案し、より良い運用を図られたい。

以上